

令和8年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」第70条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」第23項の規定に基づく防衛大臣承認事項の概要

1 標準的な数値（訓令第70条第1項）

（1）標準金利 1. 2%

標準金利は次に示すアからエまでの金利を株式会社日本経済研究所「企業財務データバンク」（令和4年度から令和6年度までのデータ）から求めた製造業平均の資本構成比率（無利子負債：22.0%、短期借入金：8.2%、長期借入金：9.0%、社債：6.1%、自己資本：54.7%）により加重平均した。

ア 短期金利 1. 120%

イ 長期金利 1. 190%

ウ 社債金利 0. 828%

エ 国債金利 1. 830%

アからエまでの出所は、次のとおり。

ア及びイ 日本銀行ホームページ「統計（時系列データ、貸出金利）」（2026年2月）の貸出約定平均金利（ストック）

ウ 日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」及び「公社債便覧」より求めた2026年4月末の未償還社債の応募者利回りの平均値

エ 日本相互証券株式会社ホームページ「主要レート推移」の2026年4月時点における10年国債の直近1年間の平均金利

（2）標準利益率 8. 6%

（3）標準経営資本回転率 108. 21%

（2）及び（3）は、株式会社日本経済研究所「企業財務データバンク」（平成27年度から令和6年度までのデータ）を用いて製造業平均値を算出しており、令和5年4月1日より前に入札又は商議を実施し締結した原価監査付契約又はこれと同種の契約の代金の確定又は精算等に適用する利益率の算定において使用するものである。

2 コスト変動調整率（訓令第70条第2項）

原則として、下表のとおりとする。

表：コスト変動調整率の値と適用対象

適用対象	コスト変動調整率
歳出契約	1. 0%
2年国債契約	2. 0%
3年国債契約	3. 0%
4年国債契約	4. 0%
5年以上国債契約	5. 0%

3 適用基準及び調整基準（訓令第70条第3項）

（1）加工費率（訓令第44条ただし書き及び訓令第57条第1項ただし書き）

ア 適用基準

当年度計算値が前年度設定値を超える場合に適用する。

イ 調整基準

適用基準による超過分を一定限度内で容認する。

なお、別表にて調整基準の細部を示す。

（2）一般管理及び販売費率（訓令第60条ただし書）

ア 適用基準

対象企業に事業構造等の変更があった場合に適用する。

イ 調整基準

事業構造等の変更を考慮した額をもって、当年度の計算の基礎とする。

4 算定基準（訓令第70条第3項）

利益率（訓令第65条）

令和8年度に適用する標準個別経費率における利益率の算定基準（令和7年7月25日公表）に基づき令和7年度中に定めた値を適用値とする。

5 留意事項

この公示に示す標準的な数値、適用基準、調整基準及び算定基準は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」、「代金の確定に関する特約条項（支払限度）」、「代金の確定に関する特約条項（中途見直し条項付支払限度）」、「代金の確定に関する特約条項（概算）」、「代金の確定に関する特約条項（中途見直し条項付概算）」又は「超過利益の返納に関する特約条項」を付して実施する制度調査又は原価監査（以下「制度調査等」という。）及び第4補給処が実施する経費率の調査において、原価情報の全面的な開示に協力が得られる企業の経費率の算定に適用する数値及び基準である。

したがって、これらの調査に協力が得られない企業又は制度調査等において不正行為が発覚した企業の経費率については、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定又は必要な調整を行うものとする。

他方、新型コロナウイルスの感染拡大以降続く原材料費等の高騰や、政府としての経済団体に対する賃上げ要請等昨今の情勢に起因する価格の変動要素については、種々の経済指標の確認や企業への調査を行い、価格算定時に適切に対応していくものとする。また、防衛調達における情報セキュリティ強化に伴って発生する費用及び継続的に発生する情報セキュリティの維持に関する費用等についても、事業計画書等の確認やヒアリングにより、契約の履行に必要な経費として認められるものは、適切に対応するものとする。

なお、予定価格保全の観点から、この大臣承認事項に基づき算定した経費率については、公表しないものとする。